

	Q	A
1	どのような制度か	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県下全域に特別警戒警報、また、長崎市内に緊急事態宣言を発令されたことにより、特に大きな影響を受けている市内事業者の事業継続を支援するものです。
2	支給対象者は	<p>次の（１）から（４）の要件にすべてに該当する事業者です。</p> <p>（１）長崎県下全域への特別警戒警報、長崎市内への緊急事態宣言の発令に伴い、次の①から③のいずれかにより、令和３年１月または２月の売上高（申請者が営む事業の全売上高）が対前年比（または前々年比）で２０％以上減少していること。</p> <p>①県の営業時間短縮要請に応じた飲食店等と直接・間接の取引があること</p> <p>②県内における不要不急の外出・移動自粛による直接的な影響を受けたこと</p> <p>③長崎市において、営業時間短縮要請協力金の対象となる飲食店・遊興施設以外で時短営業の依頼に協力したこと</p> <p>（２）令和３年２月１日現在、法人の場合は本店または本社所在地が、個人事業主の場合は住所が市内にあること</p> <p>（３）市税の滞納がないこと（新型コロナウイルスの影響による徴収猶予の特例を受けている者を除く）</p> <p>（４）県内各市町から営業時間短縮要請協力金を受給していない（しない）こと</p>
3	どのような事業者が対象か	<p>要件に合致していれば、業種を問わず対象となります。</p> <p>【県の営業時間短縮要請に応じた飲食店等と直接・間接の取引がある事業者の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品加工・製造業者（惣菜製造業者、食肉処理・製品業者、水産加工業者、飲料加工事業者、酒造業者 等） ・器具・備品事業者（食器・調理器具・店舗の備品・消耗品を販売する事業者 等） ・サービス事業者（接客サービス業者、清掃事業者、廃棄物処理業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、設備工事業者 等） ・流通関連事業者（業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農協・漁協、貨物運送事業者 等） ・飲食品・器具・備品等の生産者（農業者、漁業者、器具・備品製造事業者 等） <p>【県内における不要不急の外出・移動自粛による直接的な影響をうけた事業者の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食事業者（昼間営業など時短営業の要請を受けていない飲食店、時短営業の要請を受けたが、時短営業をしていない（協力金を受給していない）飲食店 等） ・宿泊事業者（ホテル、旅館 等） ・旅客運送事業者（タクシー、バス 等） ・小売事業者（土産物店、雑貨店、アパレルショップ 等） ・文化・娯楽サービス事業者（映画館、カラオケ、遊戯場 等） ・対人サービス事業者（理容店、美容室、クリーニング店、マッサージ店、整骨院、エステティックサロン、結婚式場、運転代行業 等） ・上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者（食品・加工製造業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー、バスガイド、イベント出演者、卸・仲卸、貨物運送事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者 等） <p>【飲食店・遊興施設以外で、県知事からの時短営業の依頼に協力した事業者の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動施設、遊技場 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集会場又は公会堂、展示場 ・博物館、美術館又は図書館 ・ホテルまたは旅館（集会の用に供する部分に限る） ・遊興施設（食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている店舗を除く） ・物品販売業を営む店舗（1,000㎡超、生活必需のものを除く） ・サービス業を営む店舗（1,000㎡超、生活必需のものを除く）
4	対象にならない業種はあるのか	<p>原則として、要件に合致していれば業種を問わず対象となりますが、以下に該当する場合は対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税法別表第一に規定する公共法人 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者 ・政治団体 ・宗教上の組織若しくは団体 ・上記のほか、目的に照らして適当でないと市長が判断する者
5	複数店舗の場合、店舗の数だけ申請できるか	1事業者につき、1件の申請となります。
6	複数の業種の事業を運営しているが、その一部の売上が減少している場合、対象となるのか	対象事業者の全売上高で比較することとなり、ひとつの部門が２０％減少となっても、他の部門で増加しており、減収分を補うことができる場合は、給付金の対象外となります。ただし、全売上高で比較し、減少率が２０％以上であれば給付金の対象となります。

よくあるお問い合わせ（諫早市事業継続支援給付金）

	Q	A
7	趣味の家庭菜園で作った野菜を安価で譲っている場合、対象となるのか	給付金の対象は、事業を営む事業者ですので対象となりません。 なお、事業を営んでいることを確認するため、申請時には確定申告書（写し）等が必要です。
8	いつまでに創業していれば対象となるか	県の特別警戒警報発令に伴う様々な要請等による影響が要件ですので、令和2年12月末までに創業し、今後も事業を継続する意思のある事業者が対象です。令和3年1月以降に創業した事業者は対象外となります。
9	国の一時給付金との重複受給は可能か	それぞれの支給要件に該当していれば、どちらも受給可能です。
10	個人事業主やフリーランスの売上の取扱いは	個人事業主の売上高は、確定申告書類において事業収入（営業等、農業）として計上するものが対象となります。そのため不動産収入や給与収入、年金収入等は売上高に計上できません。 ただし、フリーランスの方については、事業に係る給与や雑収入を合算したものを売上高とします。なお、フリーランスの方は確定申告書のみでは被雇用者との区別が困難なため、請負や業務委託の契約書等の添付をお願いします。
11	売上高を比較する基準年は、前年、前々年のどちらでもよいか	昨年1月または2月には、既に新型コロナウイルス感染症の影響で前年比が落ち込んでいる業種も見込まれるため、そうした業種においても影響前との比較ができるよう、前々年比を含めています。どちらを選択するかは申請者の任意です。
12	創業して1年未満の場合の売上高の比較は	創業の時期により令和2年1月または2月の売上高が算定できない事業者については、以下の対応をお願いします。 【令和2年2月2日から令和11月1日までに創業した事業者】 「令和2年2月分の売上」か「令和2年2月から同年12月までのうち任意の連続する2カ月の売上の平均月額」のいずれか高い方を令和2年1月または同年2月の売上高とみなします。 【令和2年11月2日から令和2年12月末日までに創業した事業者】 「令和2年12月分の売上」か「令和2年11月分及び同年12月分の売上の平均月額」のいずれか高い方を令和2年1月または同年2月の売上高とみなします。
13	法人で、創業してから決算期が到達しておらず、確定申告書の写しが提出できないが	決算期が到達していない場合、確定申告書の写しの提出は必要ありません。
14	県の営業時間短縮要請に応じた飲食店等と直接・間接の取引があることの確認や不要不急の外出・移動自粛による直接的な影響を受けたことの確認をどのように行うのか	申請者が、自ら要件確認申告書の項目を選択し、具体的内容を記載いただきますので、その記載内容等で確認します。 また、申請書等を確認する中で、事業に必要な書類の提出を求められる場合がありますので、保管をお願いいたします。
15	申請書の入手方法は	市のホームページからダウンロードしていただくか、本庁（8階8-4会議室）、支所、出張所、諫早商工会議所、諫早市商工会（本所、支所）で配布しています。
16	受付はいつまでか	4月30日（金）まで受付（消印有効）を行います。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できるだけ郵送での申請にご協力下さい。また、申請書持参の場合は、8階8-4会議室でも受け付けています。